

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回戸田市文化財保護審議会
開催日時	令和7年2月19日(水) 午前10時～午前11時30分
開催場所	戸田市立郷土博物館講座室
委員長氏名	渡邊昭彦
出席者氏名	渡邊昭彦、佐藤勝巳、堀江清隆、駒崎有紀
欠席者氏名	なし
事務局	高屋生涯学習課長、本橋主幹、今井主事
議 事	(1) 令和6年度文化財保護事業について【承認】 (2) 令和7年度文化財保護事業について【承認】 (3) その他【承認】
会議結果	生涯学習課文化財担当から議題の内容について報告をし、報告事項に対して文化財保護審議会委員から意見を聴取した。
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	資料1：戸田市指定文化財一覧 資料2：広報戸田市11月号 資料3：戸田市埋蔵文化財発掘調査報告書刊行状況一覧 資料4：令和6年度試掘調査・範囲確認調査一覧
議事録確定	令和7年3月6日 委員長等氏名 渡邊昭彦

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>開会／午前10時 (於 戸田市立郷土博物館3階 講座室)</p> <p>開会 事前配布資料(議事及び資料1～資料4)の確認。 戸田市文化財保護条例施行規則第3条第2項の規定における成立要件となる委員の過半数の出席を満たしていることを報告。</p>
事務局	<p>次第2のあいさつに移る</p>
委員長	<p>委員長あいさつ</p>
事務局	<p>それでは次第の3議事に入らせて頂く。戸田市文化財保護条例施行規則第3条第1項により、審議会の議長を委員長に願います。</p>
委員長	<p>それでは議事に入る。議事(1)令和6年度文化財保護事業について、事務局より説明願う。はじめに「1 文化財の保存・活用」から説明願う。</p>
事務局	<p>(担当より議事(1)の「1 文化財の保存・活用」について説明)</p>
委員長	<p>何か質問がありましたら、お受けいたします。</p>
委員	<p>うばゆりの件は、指定から大分だって状況が大きく変わっているが指定解除の検討を行っているのか。</p>
事務局	<p>昨年度からうばゆりの開花を確認出来ない状況ではあるが、発芽は確認しており、うばゆり自体がなくなった訳ではないため指定解除に向けた検討などはしていない。</p>
委員	<p>今すぐではないが、解除の方向で検討していく必要があるのではないかと。現状発芽しているだけの状況を文化財として扱っていいのかという思いもある。観察していくにせよ、解除を含めて検討をしてほしい。</p>
委員	<p>市指定天然記念物である新曾氷川神社は、境内で夫婦柿関係のお守りを配布するなど地元でも活用を行っているため周知されてきている。うばゆりは地元の人に聞いても知らない人がいるなど、今一つ周知されていない状況がある。指定を解除の話がでているが、うばゆり自体の価値をもう一度考えたほうがいいのか。そこから解除を含め検討していく必要がある。うばゆりを指定した時の指定理由な</p>

	どの記録は残っているのか。
事務局	指定関係の文書は、永年保存で残されているので、確認すれば残されていると思われる。
委員	市内には美女木八幡社しか自生していなかったのと、山地ではなく平地に自生することが評価されたのではないかと。 自然のものなので、自然に任すという今のやり方自体は変更する必要はないが、解除を含めた検討も必要になる。
委員	夫婦柿は実がなっているときに新曾氷川神社に行けばすぐにわかる。しかし、うばゆりは現在開花しておらず、美女木八幡社に行ってもどこに自生しているか分からないため、周知されていないのではないかと。
事務局	うばゆりは現状開花数が少なく、周知すると勝手に切り取られる可能性もあるため、積極的には周知をしていない。問い合わせがあった場合は回答している。
委員	今までうばゆりに関する問い合わせはあったか。
事務局	ここ数年では、1件問い合わせがあった。
委員	どのような内容の問い合わせか。
事務局	うばゆりの開花時期の問い合わせがあり、例年8月ごろに開花すると回答した。
委員長	自然相手のものなので今後の状況のなかで解除を視野に入れて観察をしていくということよろしいか。
委員長	他に質問はないか。
委員	市役所本庁にある史ある記マップ説明板の修繕を行うという話であるが、設置する場所は変更するのか。
事務局	設置場所は現在の位置である。
委員	現在の設置場所は道路からやや離れた地点であるため、非常に見づらい状況であるため、見やすい場所に設置する必要があるのではないかと。説明板は設置してどのくらいたつのか。

事務局	20年程である。
委員	修繕を行うのであれば、設置場所も検討していく必要もある。
委員	説明板を移設すると基礎を抜いて、また設営するため費用が高くなる。内容を変更するだけなら板面を変更するだけでいいので、そこまでかからない。ただ遠くにあると見つらいので、触れるくらい近くにあった方が望ましい。
委員	芝生の中なので入りづらさはある。今回の修繕は板面の変更のみか。
事務局	修繕は板面の変更のみで看板自体を移動することはしない。
委員長	他に質問はないか、なければ次に「2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用」について説明願います。
事務局	(担当より議事(1)の「2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用」を説明)
委員長	何か質問がありましたら、お受けいたします。
委員	本村遺跡の登録遺跡名を変更したとのことだが、登録とはどこの登録ということか。
事務局	埼玉県で管理している登録遺跡名である。
委員	そうすると遺跡名を変更する場合は、埼玉県へ申請する必要があるのか。
事務局	令和7年1月15日付けで、埼玉県へ届出を行い、遺跡名の変更を行った。
委員長	質問がなければ、続いて担当から説明をお願いします
事務局	(担当より議事(1)の「3 民俗芸能の振興」及び「4 戸田市文化財保護審議会・戸田市文化財保護審議会委員活動」について説明)
委員長	何か質問がありましたら、お受けいたします。
委員	「3 民俗芸能の振興」で無形民俗文化財保存団体の伝習状況の把握とあるが、どのような形で把握を行っているのか。

事務局	例年指定文化財の管理者へ戸田市指定文化財管理補助金の申請書類を送付するときに指定文化財の調査票も併せて送付し、文化財の状況を把握している。ただし無形民俗文化財については、調査票の提出がない状態が続いている。
委員	では、この数年は無形民俗文化財の状況を事務局としては把握できていないということか。
事務局	把握できていない。
委員	保存会自体のコミュニティがうまく機能していないのか、それとも個人情報などの観点から提出していないのか。
事務局	調査票は補助金の申請と合わせて提出してもらっている。無形民俗文化財の場合はコロナ前には祭礼等の事務経費などに補助金を交付していたが、コロナ後は祭礼の内容が縮小し、補助金の申請をしないことが増えたため、調査票の提出も行われなくなっている。
委員	管理補助金の申請はないということか。
事務局	無形民俗文化財の管理補助金の申請は、この数年はない状況が続いている。
委員	ささら獅子舞も7月の祭礼では各家を廻って獅子舞を奉納していたが、コロナ後は下戸田氷川神社への奉納のみとなっているため、コロナ前と比較すると経費はそれほどかかっていないのではないか。
委員	管理補助金は実費なのか。
事務局	年間の文化財保存管理等にかかった経費に対し1万円を上限に補助している。
委員	無形民俗文化財の保存会では、現在管理補助金の1万円を申請できるだけの経費が発生しない状況である。太鼓等の修繕なら10万円以上かかるものもあるが、管理費だけだと申請できる内容と実際の活動内容のなかで合致できるものがないので、申請が難しいという話を聞いている。
委員	修繕などの場合は、管理補助金ではなく、もう一つの文化財保存事業費補助金を申請するかたちになる。そうすると、その他に管理費1万円というのは、なかなか経費として発生しないことが多い。

委員	<p>祭礼などではお茶代などの飲食費が発生し、それがコミュニティの維持にとって重要な要素となっている。現在のところ飲食費は補助金の対象とはなっていないが、今後改善されることはあるのか。</p>
事務局	<p>市の補助金となるので、飲食に対して補助金を出すのは、補助金としての性格になじむのかという考えが監査当局にある。食料品の購入になると祭礼のためのお供え品は対象となるが、飲食を対象とするのは難しい。</p>
委員	<p>沖内囃子の伝習状況はどうなっているのか。</p>
委員	<p>保存会の中でも世代等によって考え方にギャップはある。現在はそのギャップを超えるために積極的に働きかけを行っている状況である。知り合い等へ沖内囃子について宣伝を行っており、実際に沖内囃子の見学をする人もいる。</p>
委員	<p>募集は沖内地区だけではなく、戸田市外も対象としているのか。</p>
委員	<p>現状沖内地区だけでは難しい状況なので、市外にも情報を発信している。最近知り合いに頼んでポータルサイトのニュースにも取り上げてもらった。市民の方でも存在を知らなかったという方があり、何件か問い合わせがあった。</p>
委員	<p>今後としては、無形民俗文化財保存会の自助努力に任せるのか、もしくは行政がテコ入れする必要があるのかについて、文化財保護審議会場で審議してもいいのではないか。</p>
委員長	<p>文化財保護審議会の今後の意向を考えるためには必要なことではないか。</p>
委員	<p>無形民俗文化財の保存会については、このままいくと解散していくことになる。先ほども沖内囃子の周知の話がでたように、行政としても積極的に広報などで宣伝し周知していく必要があるのではないか。ただし、無形民俗文化財の場合は地区のコミュニティの中で伝習されてきたことが指定文化財になっている要因でもあると思うので、地区外や市外から人が来ると、伝統的な部分が見えづらくなるという懸念もある。</p>
委員	<p>宣伝することで、地区外や市外から会員になる人が増えたとして、地元との接触がなくなる可能性もある。行政が宣伝して戸田市内全体に周知することもできるが、話した通りの問題は残る。</p>
委員	<p>同じような話は他にもあり、市内では神社の合祀をしているが、神社は残ったま</p>

委員	<p>まで、個別に氏子が管理や祭祀を継続して行っているところが多い。しかしながら、コロナ以後はその祭祀自体も継続できない状況となっている。すべての文化財を保護できるわけではないので、どの文化財を保護するかも考えていく必要がある。</p> <p>このままいくと伝承者がいなくなって自然消滅する可能性も高く、そうになると記録保存も必要になる。無形民俗文化財を広く周知する必要もあるが、地区だけでやっていた無形民俗文化財自体の記録をとる必要があるではないか。</p> <p>行政が活動を支えていくにせよ、少なくとも保存会や地元の意思を尊重して行く必要がある。太鼓等が壊れたので修理したいというのは行政が解決できる問題ではあるが、保存会の維持は地元の意向なども重要である。</p>
委員長	<p>他に質疑がなければ、議事（１）を承認することとしてよろしいか。</p> <p>（承認）</p>
委員長	<p>次に、議事（２）と（３）をお願いします。</p>
事務局	<p>（担当より議事（２）の「令和７年度文化財保護事業について」及び（３）の「その他」について説明）</p>
委員長	<p>何か質問がありましたら、お受けいたします。</p>
委員	<p>話がでた川岸の地蔵堂は、市内で一番古い建物である可能性がある。建物自体を解体するなどの話はでているのか。</p>
委員長	<p>解体などの話はでていないが、お盆やお彼岸などでしか開放しておらず、今は常駐して管理する人がいないため老朽化が進んでいる。</p>
委員	<p>地蔵堂の調査を行ったことはあるのか。</p>
事務局	<p>現在調査をする予定はないが、防火査察で立ち入り調査を行った。</p>
委員	<p>市内で一番古い建物である可能性があるなので、指定文化財ではないが、建物の解体など話がでたら市の方に連絡し、調査などの対応をしてほしい。</p>
事務局	<p>検討したい。</p>
委員長	<p>他に質疑がなければ、議事（２）及び（３）を承認することとしてよろしいか。</p>

委員長 事務局	<p>(承認)</p> <p>それでは議事を終了する。進行を事務局に返す。</p> <p>以上で令和6年度第2回戸田市文化財保護審議会を終了する。</p> <p>閉会 (午前11時30分 閉会)</p>
------------	---